

令和7年4月7日から急性呼吸器感染症(ARI)のサーベイランスが始まりました

● 急性呼吸器感染症(Acute Respiratory Infection: ARI)とは

感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律(以下、感染症法という。)の改正により、令和7年4月7日(第15週)から急性呼吸器感染症(以下、ARI という。)が定点把握対象疾患になりました。

ARI は、急性の上気道炎(鼻炎、副鼻腔炎、中耳炎、咽頭炎、喉頭炎)又は下気道炎(気管支炎、細気管支炎、肺炎)を指す病原体による症候群の総称で、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)、RSウイルス、咽頭結膜熱、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、ヘルパンギーナの他、一般的な風邪の患者数が含まれます。

● 急性呼吸器感染症定点とは

ARI のサーベイランスの開始に伴い、インフルエンザや COVID-19 の観測のために選ばれた医療機関である「インフルエンザ/COVID-19 定点」の名称が「急性呼吸器感染症定点」(以下、ARI 定点という。)に変更されます。「ARI 定点」は、「インフルエンザ/COVID-19 定点」同様、内科定点と小児科定点によって構成されます。報告対象疾患は以下のように変更されます。

変更前(令和7年第14週まで)

報告対象疾患	インフルエンザ/COVID-19定点	
	内科定点	小児科定点
インフルエンザ	○	○
新型コロナウイルス感染症	○	○
RSウイルス感染症		○
咽頭結膜熱		○
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎		○
感染性胃腸炎		○
水痘		○
手足口病		○
伝染性紅斑		○
突発性発しん		○
ヘルパンギーナ		○
流行性耳下腺炎		○



変更後(令和7年第15週以降)

報告対象疾患	急性呼吸器感染症定点(ARI定点)	
	内科定点	小児科定点
インフルエンザ	○	○
新型コロナウイルス感染症	○	○
急性呼吸器感染症(※1)	○	○
RSウイルス感染症		○
咽頭結膜熱		○
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎		○
感染性胃腸炎		○
水痘		○
手足口病		○
伝染性紅斑		○
突発性発しん		○
ヘルパンギーナ		○
流行性耳下腺炎		○

※1 急性呼吸器感染症の患者数には、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、RS ウイルス感染症、咽頭結膜熱、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎及びヘルパンギーナの他、一般的な風邪の患者数が含まれます。

● 福岡県における定点医療機関数の変更について

感染症法改正に伴う感染症発生動向調査実施要綱の改正により、保健所管内人口あたりの定点数が変更されたことから、福岡県の定点医療機関数は令和7年第15週以降、以下のように変更されます。

変更前(令和7年第14週まで)

定点の名称	医療機関数
インフルエンザ/COVID-19定点	197
うち内科	78
うち小児科	119



変更後(令和7年第15週以降)

定点の名称	医療機関数
急性呼吸器感染症定点	122
うち内科	52
うち小児科	70

※眼科定点、性感染症定点、基幹定点の名称及び医療機関数の変更はありません。